

## 令和5年度熊本市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	( 計 )
(2) 年 間 患 者 数	306,058 人	1,263 人	307,321 人
ア 入 院	165,881 人	△ 3,649 人	162,232 人
(ア) 市 民 病 院	122,610 人	6,942 人	129,552 人
(イ) 植 木 病 院	43,271 人	△ 10,591 人	32,680 人
イ 外 来	140,177 人	4,912 人	145,089 人
(ア) 市 民 病 院	113,238 人	4,199 人	117,437 人
(イ) 植 木 病 院	24,816 人	628 人	25,444 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,123 人	85 人	2,208 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
ア 入 院			
(ア) 市 民 病 院	335 人	19 人	354 人
(イ) 植 木 病 院	118 人	△ 29 人	89 人
イ 外 来			
(ア) 市 民 病 院	466 人	17 人	483 人
(イ) 植 木 病 院	102 人	3 人	105 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施設改良	17,230 千円	1,617 千円	18,847 千円
(ア) 市民病院	5,000 千円	△ 3,000 千円	2,000 千円
(イ) 植木病院	12,230 千円	4,617 千円	16,847 千円
イ 医療機械器具購入	382,577 千円	△ 39,292 千円	343,285 千円
(ア) 市民病院	301,777 千円	△ 39,292 千円	262,485 千円
ウ 電算システム更新	80,865 千円	△ 4,964 千円	75,901 千円
(ア) 市民病院	69,165 千円	△ 369 千円	68,796 千円
(イ) 植木病院	11,700 千円	△ 4,595 千円	7,105 千円
エ リース資産購入費	0 千円	39,292 千円	39,292 千円
(ア) 市民病院	0 千円	39,292 千円	39,292 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条本文中災害復旧費「553,900千円」を「451,265千円」に、災害復旧事業債「511,800千円」を「383,700千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	( 計 )
第1款 病院事業収益	16,593,103 千円	△ 239,400 千円	16,353,703 千円
第1項 医業収益	13,895,328 千円	16,545 千円	13,911,873 千円
第2項 医業外収益	2,507,494 千円	△ 255,945 千円	2,251,549 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	( 計 )
第1款 病院事業費用	17,257,506 千円	△ 453,833 千円	16,803,673 千円
第1項 医業費用	16,286,136 千円	△ 352,087 千円	15,934,049 千円
第2項 医業外費用	405,470 千円	889 千円	406,359 千円
第3項 特別損失	553,900 千円	△ 102,635 千円	451,265 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

257,497千円は、当年度分損益勘定留保資金257,497千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額256,886千円は、当年度分損益勘定留保資金256,886千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	( 計 )
第1款 資 本 的 収 入	1,378,655 千円	△ 9,178 千円	1,369,477 千円
第1項 企 業 債	438,800 千円	△ 10,600 千円	428,200 千円
第3項 補 助 金	166,720 千円	1,541 千円	168,261 千円
第4項 負 担 金	363,986 千円	△ 119 千円	363,867 千円
	支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	( 計 )
第1款 資 本 的 支 出	1,636,152 千円	△ 9,789 千円	1,626,363 千円
第1項 建 設 改 良 費	486,872 千円	△ 4,249 千円	482,623 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,149,280 千円	△ 5,540 千円	1,143,740 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

(変更分)

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
市民病院 医療機械 器具整備 事業	269,800	普通 貸借 又は 証券 発行	年5.0%以 内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合 は、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と協 定するところ による。 ただし、財 政の都合に より繰上げ 償還するこ とがある。	263,300	補正前に同じ		
市民病院 電算シス テム整備 事業	61,600				65,300			
市民病院 解体事業	511,800				383,700			
植木病院 施設設備 改修事業	10,900				14,400			
植木病院 医療機械 器具整備 事業	84,800				78,100			
植木病院 電算シス テム整備 事業	11,700				7,100			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	8,510,621 千円	△ 283,864 千円	8,226,757 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた他の会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(会 計 名)	(補正前の額)	(補正額)	( 計 )
(1) 一 般 会 計	554,656 千円	5,565 千円	560,221 千円

熊 本 市 長 大 西 一 史